

坂井市国際交流協会会則

制 定 2021年12月12日

最終改定 2022年5月29日

(名称)

第1条 この団体は、坂井市国際交流協会(Sakai International Society)(以下「協会」という。)と称し、略称を S(エス) I(アイ) S(エス)とする。

(事務所)

第2条 協会の主たる事務所は、福井県坂井市春江町随応寺 17-10(坂井市役所春江支所 3F)に置く。

(目的)

第3条 協会は、国際交流・国際理解活動及び在住外国人の支援を推進することにより、市民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、国際社会に対応した開かれた魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)国際交流、多文化共生に係る広報・啓発活動に関すること。
- (2)国際理解に係る情報の収集、提供等に関すること。
- (3)市内在住外国人に対する支援及び情報発信に関すること。
- (4)坂井市、関係機関、団体等からの多文化共生社会の実現に関わる受託事集に関すること。
- (5)その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 協会の会員は、正会員および賛助会員の2種類とする。

2 正会員は、当会の目的に賛同し、その事業を理解してこれを実施する個人とする。

3 賛助会員は、当会の目的に賛同し、その事業に協力する団体とする。

(会費)

第6条 正会員および賛助会員は、下記に定める会費を納入しなければならない。

正会員費 年額 2,000 円

賛助会員費 年額一口 10,000 円

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2)会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。但し、それぞれの人数は上限とする。

(1)会長 1名

(2)副会長 3名

(3)常任理事 1名

(4)理事 8名

(5)監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 捕欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 必要に応じて理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(職務)

第9条 会長は協会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 常任理事は、会長および副会長を補佐し、事務所に常勤して別途定める協会の業務を遂行する。

4 理事は理事会を構成し、この会則および総会の議決に基づき協会の業務を執行する。

5 監事は協会の事業および会計を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) SIS の名誉を著しく失墜させた場合

(3) SIS に損害を与えた場合

(4) 業務上の守秘義務に反し、それを他に漏洩した場合

(総会)

第 11 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1)役員の選任あるいは解任に関すること。
- (2)規約の制定又は改廃に関すること。
- (3)事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (4)予算及び決算に関すること。
- (5)その他会長が必要と認めたこと。

3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

4 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(定足数)

第 12 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(委任状出席)

第 13 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員で総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席した者とし、委任状を提出した総会の議決を承認したものとする。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3)開催目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第 15 条 理事会は、第 8 条に規定する役員の内、監事および顧問を除く役員を以って構成し、会長が必に応じ招集する。ただし、監事および顧問は理事会に同席し、意見を述べることができる。

2 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協会の運営に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めたこと。
- (5) 理事会の議長は会長がこれに当たる。
- (6) 理事会は過半数の役員の出席を以て成立し、議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 16 条 協会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 日本語部会
- (2) 地域国際化部会
- (3) 生活支援部会
- (4) 広報部会

2 正会員はいずれかの部会に所属するものとする。

3 部会に部会長及び副部会長各 1 名を置き、部会に所属する正会員の互選により定める。

(経費)

第 17 条 協会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、理事会において定める。

(事務局の設置等)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(会則の変更)

第 21 条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

付則

この会則は、2022 年 5 月 29 日から施行する。